平成２３年（フ）第１２５号
福島県喜多方市山都町小舟寺字中久根通乙840番地の１
債務者　正木美智穂
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
福島県喜多方市字越巻3748番地34　キャッスルムトウ101、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字湯平山1171番地
債務者　岡田　夏子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
茨城県土浦市並木３丁目14番９号　カレントアドヴァンスⅡ
債務者　馬上ヒロ子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４９号
群馬県前橋市六供町1175番地３　ファミール扇204号
債務者　新井　利明
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
群馬県前橋市下新田町644番地１
債務者　藤塚　光男
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番10―306号
債務者　齋藤　和枝
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
群馬県前橋市江田町220番地２
債務者　及川なるみ
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
群馬県前橋市広瀬町１丁目20番地１
債務者　青木　　悟
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
群馬県佐波郡玉村町大字川井2123番地１　嶋田住宅１号棟
債務者　菊地　明彦
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1226番地２
債務者　星野　憲一
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
群馬県安中市松井田町松井田868―１、住民票上の住所東京都新宿区舟町４番地２　アビテ四谷三丁目1203
債務者　竹鼻　英夫
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４０９号
群馬県高崎市中泉町654番地５　ニューパレス横山Ⅰ101号
債務者　石曽根利江
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４９５号
埼玉県本庄市児玉町八幡山354番地　長浜市営住宅１―10号
債務者　出牛　茂夫
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０６号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷721番地６
債務者　星　　容子（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５６１号
相模原市緑区上九沢252番地４
債務者　藤代　　尚
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６２号
相模原市緑区上九沢252番地４
債務者　藤代　徹夫
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６３号
相模原市緑区上九沢252番地４
債務者　藤代　秀征
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６９号
相模原市中央区相模原６―３―３　ダイアパレスⅢ相模原304号室、住民票上の住所相模原市中央区上溝2516番地１　レヴィールファミリア上溝104
債務者　厚井　　充
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部